

# 「第6期小樽市障害福祉計画」・「第2期小樽市障害児福祉計画」(素案)について

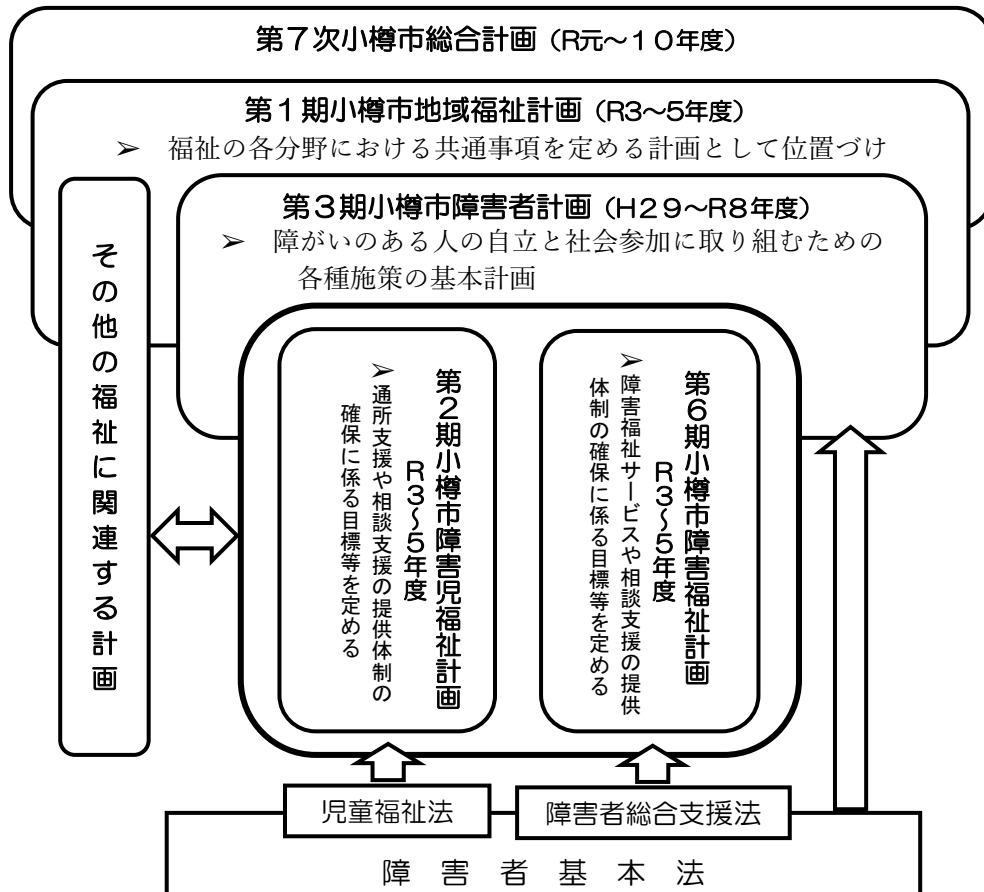
## 1 概要

	第6期小樽市障害福祉計画	第2期小樽市障害児福祉計画
根拠法規	障害者総合支援法(第88条第1項)	児童福祉法(第33条の20第1項)
内容	障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、地域において必要な障害福祉サービスや相談支援等が計画的に提供されるための実施計画	
期間	3年を1期として作成 (令和3～5年度) ※平成18年度から都道府県及び市町村において3年毎に策定	3年を1期として作成 (令和3～5年度) ※児童福祉法の一部改正(H30.4.1施行)により、都道府県及び市町村に策定が義務付けられ3年毎に策定

## 2 計画策定に係る国の基本的理念

- 自己決定の尊重と意思決定の支援
- 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 地域共生社会の実現に向けた取組
- 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 障害福祉人材の確保
- 障害者の社会参加を支える取組

## 3 関連計画との位置づけ



4 令和5年度の成果目標（計画期間が終了する令和5年度末の目標）

国の基本指針に定める成果目標	国の指針に基づく市の目標
<p>1 福祉施設入所者の地域生活への移行</p> <p><b>【地域生活移行者の増加】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度末時点の施設入所者の<u>6%以上</u>の者が5年度末までに地域生活へ移行。</li> </ul> <p><b>【施設入所者の削減】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度末時点の施設入所者から1.6%以上削減</li> </ul>	<p>令和元年度末施設入所者数266人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6% 3年間で16人地域移行(国の目標値)</li> </ul> <p>※国の目標値(16人)では、本市の実情との乖離が大きくなることが想定されるため、本市の実情を踏まえて、<u>3.3%以上</u> 3年間で9人地域移行することを目標値とします。</p> <p>(R2目標値)25人に対し、3年間(H29~R元)で4人地域移行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度末施設入所者:261人</li> </ul>
<p>2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>市町村ごとに協議会やその他部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。(第5期障害福祉計画の成果目標)</p>	<p>引き続き第6期障害福祉計画の成果目標とし、後志圏域地域生活移行支援協議会等の意見を参考にしながら、協議の場の設置について協議します。</p>
<p>3 地域生活支援拠点等における機能の充実</p> <p>各市町村又は各圏域に少なくとも1つ確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。</p>	<p>地域生活拠点等を整備し、機能の充実を図るため、自立支援協議会等を活用し、年1回以上運用状況を検証及び検討します。</p>
<p>4 福祉施設から一般就労への移行等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行等、就労継続支援)利用者の一般就労移行者:令和元年度実績の1.27倍以上</li> <li>・それぞれの令和元年度の移行実績に対し、就労移行支援事業:1.30倍以上、就労継続支援A型事業:1.26倍以上、就労継続支援B型事業:1.23倍以上に</li> <li>・就労定着支援事業利用者数:一般就労移行者のうち、7割以上の利用に</li> <li>・就労定着率8割以上の就労定着支援事業所:7割以上に</li> </ul>	<p>令和元年度一般就労移行者10名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般就労移行者:17人(1.7倍以上)</li> <li>・就労移行支援事業の一般就労者:7人(1.73倍以上)</li> <li>就労継続支援A型事業:1人(1.69倍以上)</li> <li>就労継続支援B型事業:10人(1.66倍以上)</li> </ul> <p>※国の基本指針に基づき、第5期障害福祉計画で定めた令和2年度末の目標値に対する未達成割合(0.43)を令和5年度末におけるそれぞれの目標値に加えた値で算出(未達成割合)21人(R2目標)-12人(R2年度実績見込)=9人 9人÷21人=0.43</p> <p>本人の意向を踏まえながら、ハローワークや就業・生活支援センターひろば、協議会の就労支援部会とともに、一般就労へ移行を支援する体制を整備します。</p> <p>また、「就労定着支援」サービスを活用し、不安や心配事を軽減しながら、職場に定着できるよう支援します。</p>
<p>5 障がい児支援の提供体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童発達支援センターを各市町村に1ヶ所以上設置</li> <li>・各市町村に設置した児童発達支援センターが保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。</li> <li>・主に重心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に1ヶ所以上確保する。</li> <li>・医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</li> </ul>	<p>小樽市さくら学園を「児童発達支援センター」として設置しており、小樽市こども発達支援センターとともに、障害児支援の中核的役割を果たしています。</p> <p>医療的ケア児支援のための協議の場を設けるとともに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置に向け検討します。</p>

	国の基本指針に定める成果目標	国の指針に基づく市の目標
6	<b>相談体制の充実・強化等</b> 各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。	相談支援事業所、関係機関、関係部署等が連携を強化するとともに、基幹相談支援センターによる研修の実施などにより、人材育成の支援に取り組みます。
7	<b>障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の整備</b> 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。	本市の職員や事業者が障害者総合支援法等の具体的な内容を理解し、適切なサービス提供等を行うことができるよう、北海道が実施する研修等への積極的な参加を図ります。 また、毎月の国保連審査結果の確認と修正作業を継続するなど、過誤をなくすための取組と適正な運営を行う事業所の確保に努めます。

## 5 計画の策定体制

### (1)「小樽市障がい児・者支援協議会」における協議

計画の策定に係る総括的な協議は、障害者総合支援法に基づき設置している「小樽市障がい児・者支援協議会」において行います。

\* 協議会の各部会での検討内容

- ・こども支援部会・・・障害児(重度心身障がい児含む。)の支援体制
- ・就労支援部会・・・就労支援、職場定着支援に係る取組 など
- ・地域生活サポート部会・・・精神障害者の地域移行の取組 など
- ・福祉いどばた部会・・・権利擁護の推進、共生社会の実現に向けた取組の研究 など

### (2)庁内関係部局との協議

福祉部のほか、保健所、教育委員会等の関係部署と協議・調整します。

### (3)市民の意見反映

パブリックコメントを実施します。

## 6 計画推進の具体的な取組

### (1)障害福祉サービスの提供体制の確保

- ①訪問系サービスの推進
- ②日中活動系サービスの充実
- ③地域生活への移行の環境整備
- ④地域生活への支援
- ⑤地域生活支援の拠点等の整備と機能の充実
- ⑥就労定着に向けた支援の推進

### (2)相談支援の提供体制の確保

- ①相談支援体制の構築
- ②地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

### (3)障がい児支援の提供体制の確保

- ①相談支援体制の確立
- ②保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した切れ目のない支援体制の構築
- ③地域社会への参加・包容の推進
- ④特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備